

第十二章 パン・ヨーロッパ

物には必ず反動がある、反動は物理學上の原則たるに止まらずして、政治にも否國際政治を解するにも逸すべからざる一大原理である。日露戦争後の日露は協商し提携した。歐洲戦争で互にたゞき合つた歐洲諸國は今や悔悟の色を濃厚ならしめつゝある。協商どころか大陸諸國を合衆國とか聯邦とか云ふものに纏めやうとする運動が漸く火の手を擧げて來た。殊に之等歐洲諸國間の經濟同盟、即ち關稅上の障壁を撤廢し、經濟上相提携協力せんとするの運動が熾んになつて來さうである。客年十月には歐洲諸國の銀行家實業家等が通商上の障壁撤廢を叫んで一大宣言書を公にしたことは一時世人の耳目を聳動した所である。此宣言は歐洲諸國間の通商に關するものであつたが、米國の實業家中之に署名したのもあつた爲め米國で問題となつた。同じく客年十月即ち其三日より五日に至る間ウィンナに於てパン・ヨーロッパの第一回大會が開かれて、歐洲諸國から多數の出席者があり、其出席者中には各國各地の志士論客ばかりでなく、知名の政治家も若干の外交家も加はつて居つた。其演説や議題は歐洲全體の政治、經濟、文化の諸問題に及んだが、殊に注目すべきは歐洲の經濟問題に關するものである。歐洲諸國は其通商條約を改訂し、其保護關稅を撤廢し、交通通商貨幣等に關する諸般の施設につき協調協力するの提案も出た様である。パン・ヨーロッパ運動者は兎に角此種協力の前途に多大の望を囑して居る。其の他智的協力の問題も議せられた、パン・ヨーロッパ學生聯盟の計畫も建てら

れた。加之右大會では歐洲諸國の政府を促して、右大會に於ける諸提案を公式に討議する爲めの一大歐洲會議を開くことに努力を傾注するの決議も行はれた。固より右運動の前途には幾多の難關あるは豫測するに難からざる所であるが、兎に角パン・ヨーロッパ運動なるものが今後歐洲の政治を語るもの、否歐洲に於て政治の衝に當るもの忘れなくてはならぬ一のファクトルとなつたと稱せられて居る。

◇
パン・ヨーロッパ運動は當年とつて三十三歳に過ぎざる塊國の一青年哲學者クーデンホーフ・カラーギー伯を以て其主唱者とする。彼は三四年前「パン・オイローパ」なる一書を著して檄を四方に飛ばし、歐洲を今後の衰亡より救ふの道は唯、一に關稅同盟を基礎とする結合によるの外なきことを説いた。英露を除いた歐洲大陸の二十六ヶ國、即ちドイツ、フランス、イタリー、ポーランド、スペイン、ルーマニア、チェッコ、ユーゴスラヴィア、ハンガリー、ベルギー、オランダ、オーストリア、ポルトガル、スウェーデン、ギリシヤ、ブルガリア、スウヰツル、フィンランド、デンマーク、ノルウェー、リッターウエン、レットランド、エストランド、アルベニア、リクセンブルグ、アイスランドが相結合し、之にダンチヒ、モナコ、サンマリノ、リヒテンシュタイン、アンドラの在歐五小邦とアフリカ其他に於ける前記歐洲諸國の植民地とを加へて一團となして、パン・ヨーロッパを組織し、而して之と相對立すべき英帝國、ロシア聯邦、アジア聯邦及パン・アメリカと共に世界的國際大聯盟の一部を構成すると同時に、西は英國と協商關係を結び、東の方ロシアの歐洲侵略に備へ、更らにパン・ヨーロッパの一致協力を以てアメリカとの經濟的競争に當らんとするものであるが、右

の各團體の何れをも敬視するものではなく、パン・ヨーロッパの目的は平和に存することを説いて居る。クーデンホーフの右パン・ヨーロッパの叫びは響きの聲に應ずるが如く歐洲各地に賛成者を出して、今やウィンナに在るパン・ヨーロッパ運動本部は二萬の正會員を有し、今回前記の如く第一回の大會を催すに至つた次第である。

◇
パン・ヨーロッパ運動の價値を批判するに當つては、先づ之等運動者の唱ふるパン・ヨーロッパなるものの組織や性質を確かめねばならぬ、所が此種運動者若しくは同種論者の説く所必ずしも歸一して居ない。殊にイギリスやロシアを右パン・ヨーロッパ中に含ましむるや否やに付いて議論がある。又パン・ヨーロッパなるものは果して從來の國際間に見る聯邦若しくは合衆國と云ふ如き形式を採用するものであらうか、それとも一種の經濟結合又は關稅同盟と云ふ如きものに依つて、漸次「國境を見えなくする」ことを期待するものであらうか。之等の問題に付ては吾々には差當りクーデンホーフの所見を搜索するの外はないが、不幸にして同氏自身の説く所之等問題に對する説明としては不完全なる所も少くないのみならず、矛盾して居る所も多い様に見受けられる。然し吾々は之等の不完全や之等の矛盾を指摘する前に、パン・ヨーロッパ運動者のモチヱに對しては充分の同情を表さなければならぬ。クーデンホーフの云ふ如く、アメリカ大陸にパン・アメリカがある以上歐洲にパン・ヨーロッパが出来たとて決して不釣合ではない、アメリカにモンロー主義が存する以上歐洲にヨーロッパ・モンロー主義が出来て、「歐洲は歐洲人の歐洲なり」との旗幟が掲げられるとしても別段不思議ではない。歐洲諸國相互に限られたる事件に、南米の小國やアジアの某國が審判官の難な態度

を以て臨む所の現在の國際聯盟組織に彼等歐洲人が不滿不平を抱くのも理由のないことではない。米國の繁榮は米國內の諸州間に國境なく關稅なきの致す所なりとして、歐洲諸國相互の關稅撤廢を叫ぶのも無理はない。將來に於て幾多の困難はありとしても、右パン・ヨーロッパ若しくは類似の運動が歐洲諸國の朝野を刺戟して何等かの形を以て進展することとなつても決して不思議ではない。が此種運動を以て何等外部の批判を許さざる神聖不可侵のものであると考ふるのも固より誤りである。熱狂的の叫びは往々にして冷靜なる批判を免れない、パン・ヨーロッパ運動も亦此種の叫びの一つである。

◇
パン・ヨーロッパ運動者の唱ふる其パン・ヨーロッパ内部の組織如何を考ふるに、クーデンホーフ自身は前記歐洲の二十六ヶ國間に先づ第一にパン・ヨーロッパ仲裁裁判條約を結び國際紛争の平和的解決を期することとし、第二、パン・ヨーロッパ防禦同盟條約を結び外部よりの侵略殊にロシアよりの侵略に對して備ふる所あらんとし、第三、パン・ヨーロッパ關稅同盟を結んで歐洲を經濟上の衰亡破滅より救ひ出さんとするものである。即ち此三者を以てパン・ヨーロッパの綱領として居るがパン・ヨーロッパ諸國間に結ばるべき前記各種條約の内容提案に至りては不幸にして未だ詳細を知るに由なき次第である。之等諸國間に義務的一般的仲裁裁判條約を結んで之等諸國間の紛争事件を平和の裡に解決するを得ることは固より至極結構である。其總ての場合に可能であるか否かは姑らく措き、之が實現出来ればパン・ヨーロッパの内に在るものも外に在るものも同慶至極に思ふであらう、尠くも苦情者は何處にもあるまい。がパン・ヨー

ロップ同盟に至つては、それが純乎たる防禦同盟であるとしても、又一般的防禦同盟であつて何れの特定期に對抗するものでもないとしても、パン・ヨーロッパの圏外に在る諸國は決してよい心地はすまい。況んやクーデンホーフの云ふ如くロシアの侵入に備ふるものとなすに於てをやである。氏は同時にロシアに對してもパン・ヨーロッパは決して敵對的態度を採るものではないと云つて居るが、これ明かに氏の議論中矛盾の一つである。若し夫れパン・ヨーロッパ諸國內の關稅同盟實現に至りては、往年ドイツ聯邦の關稅同盟と云ふ先例がないではないが、當時のドイツ聯邦と全然事情を異にする現時の歐洲諸國間に右の實現を見ることは容易ではあるまい。後に述ぶる如き第三者側からの苦情は別とするも、パン・ヨーロッパ内部の事情に照し、果して利害上技術上複雑なる此種關稅同盟の成立を許すや否やが既に冷靜なる識者間に危ぶまれつゝあるのを見受ける。



パン・ヨーロッパは英國を加ふるにしても、加へざるにしても、多大の困難がある。之を加ふるとせば英國の海外自治領との關係を何うするかと云ふ難問がある。現時の英帝國否所謂ブリティッシュ・コンモンウェルス文けでさへも、最近の英帝國會議に現はれた如く、もてあまされて居る複雑なる關係であるのに、之をパン・ヨーロッパに摺きまぜるときは收拾すべからざるものになる。故にクーデンホーフ等は所謂英帝國をパン・ヨーロッパ以外に置いて居るのであるが、デンマーク人ヘールフ・オルト博士の『新歐洲』の如きは英國を加へた『英歐合衆國』なるものを提唱して居る。又最近の前記パン・ヨーロッパ大會にも英國人が出席して居るのを見受けるが、今茲に假りにクーデンホーフの見る所に

從へば氏は、パン・ヨーロッパが英國と協商關係を結ぶべきを説き、即ち(第一)條約を以て兩者間に義務的仲裁裁判を約すること、(第二)軍備に關しては歐洲は潜水艦隊を解き、(第三)將來の空軍に付いてもワシントン海軍軍縮に倣うて協定を遂げ以て英國に安心を與へ、(第四)アフリカに於ける植民地の按配に付いても、西アフリカの英國植民地と交換的に東アフリカに於て同價値の植民地を英國に與ふることとし、(第五)歐洲諸國(英國を除く)が、アジアに於て有する植民地の保護は之を英國に委ね、即ち佛蘭の植民地に對する第三者よりの侵略は英國之を引受くることとし、其代りに英本國にして第三者より攻撃せらるる場合、例へばロシアの航空機が倫敦を攻撃する場合には、ヨーロッパ諸國に於て之を擊退するの任に當ることとし、(第六)ヨーロッパよりの移住者は英國の海外自治領に於て英國人同様の權利を有せしむることとし、(第七)パン・ヨーロッパ聯邦成立の初年に於ては該聯邦に屬する諸國間の各種紛争に付いては英國に之が仲裁を依頼することとなし、斯くして英國とパン・ヨーロッパとの間の戦争を絶ち、平和及協力を求めんとすることを趣旨とするものである(パン・オイローバ四九—五〇頁)。讀で茲に至ればクーデンホーフの議論は遺憾乍ら甚だ空想的であり、否支離滅裂であると評するの外はない。吾人は右の各項に付き一一其是非を論議するの勇氣すらも持ち合はせない。が氏は更らに進んで右パン・ヨーロッパと英國との『協商』が兩者間の『同盟』に優る所以を説いて、兩者間の同盟は印度洋及太平洋に於ける將來の戦争にヨーロッパを捲き込むの不都合あるべく、又露國とヨーロッパの戦争に英國を捲き込むの不利があるから、同盟よりも寧ろ協商關係を便とするものであると説いて居る。佛蘭等歐洲諸國のアジアに於ける植民地保護の任を引受くべき英國が印度洋に於て將た太平洋に於て戦争當事

者たる場合、パン・ヨーロッパが其英國との協商關係を顧みず、如何にして局外中立を維持すべきや不思議千萬と云はざるを得ない。更らに不思議なるはクーデンホーフが右英歐間の協商條約を逐次アメリカにも、東亞にも將たロシアとの間にも、適宜に變更を加へて之を推し擴げ、以て永く世界の平和を維持するに資すべきことを述べて居ることである。適宜に變更を加へるとは如何なる變更であるか之を詳にしないが、何れにせよ茲にも幾多の矛盾と幾多の困難が潜んで居ることは確かである。餘事は姑らく措きパン・ヨーロッパと英國との間に於ける最大難問はパン・ヨーロッパ關稅同盟であらう。此關稅同盟に英國の加入を許す積りなりや否や疑問であるが、少くもクーデンホーフは英國を右關稅同盟より除外する意向を有するものと見受ける。果して然らば茲にパン・ヨーロッパと英國との間には關稅上通商上永久的に超ゆべからざるの溝渠が出来る次第である。往年ドイツ聯邦の關稅同盟に對し如何に英國が悪戰苦闘を續けたか、離間苦肉の策を講じたか、其歴史を知るものは何人と雖も右の溝渠は獨り前記の協商を不可能ならしめる許りでなく、不斷の紛争と結局の戦争とを英國對パン・ヨーロッパの關係に誘致するものであることを首肯するであらう。

◇
クーデンホーフはヨーロッパをボルシエヴィズムより救ふの途はパン・ヨーロッパの組織に俟つの外はないと説いて居る。故に氏のパン・ヨーロッパは明かに露國の侵略に對する歐洲諸國の同盟である。露國としては果して右の如きパン・ヨーロッパの成立を見て是如たるものであらうか。パン・ヨーロッパは露國を敵とするものにあらずとの挨拶は決して露國を鎮靜せしむるに充分なるものではない。歐洲人が露國に對して如何なる態度を採るべきやは今の所、識者の頭

痛問題であるが、クーデンホーフ案の如く綺麗に露國と絶縁し、否之と對抗することは歐洲識者の大いに危険視する所であらう、否パン・ヨーロッパが成立するものとせば其立役者の一たるべき獨逸の至難とする所であらう。

◇
次にパン・ヨーロッパは、否クーデンホーフはアジアに對し如何なる態度を採るものであらうか。氏は日本と支那とが結び付いてパン・アジアを作るべきを豫想して居る。然しトルコやベルシヤやアフガニスタンに至りては何れの團體に編入せらるべきやの問題を閉却して居るやに見える。『パン・オイローバ』巻尾の地圖を見ても此等の國は無所屬の取扱ひを受けて居る様である。何れにせよ氏は日本婦人を母に持つ丈けあつて日本の平和政策を認むる様ではあるが、有色人種の「サセブティビリティ」を重大視して居ない。殊に英國の海外自治領に歐洲人の移住を自由にすべしと主張しながら、印度人日本人支那人の之等地方に於ける排斥を是認し、ドイツ人、ポーランド人、イタリイ人等は二代にしてオーストラリア人となり得るも、『支那人は決して』此事なしと述べて居る如きは其一證である。何れにせよパン・ヨーロッパはパン・アジアを必然に伴ふものではない。のみならず、日支兩國の相結んでパン・アジアを組織することに對して白人種の反對あるべきは勿論、如何なる形に於ても有色人種の結合提携は凡ゆる手段によつて彼等白人から妨害せられることを覺悟しなければならぬ。現にパン・ヨーロッパが或はパン・アジアを誘致すべきを想うて怖毛を立てて居る白人中の論客を見受ける、パン・ヨーロッパの成立はパン・アジアの發現を容易ならしむるものであらうとの想像を抱くものありとせば、輕信は變じて失望と化するであらう。

パン・ヨーロッパとパン・アメリカとの關係に至つては更らにデリケートなるものがある。抑もパン・アメリカとは今日までの所、實は名あつて實なきものである、否名稱は立派であるが事實は之に伴はない次第であつて、屢々パン・アメリカ會議が開かれたり、パン・アメリカを標示する建物はワシントンに在つても、パン・アメリカ所屬諸國間の關係は決してクーデンホーフ等パン・ヨーロッパ論者の理想として採つて以て模範とし得る様な立派な具體的なものではない。殊に北米合衆國と爾餘の諸國との關係は、外間或は想像する如き圓滿なるものではない。固よりパン・アメリカ關稅同盟の如きも未だ成立しない。パン・アメリカ仲裁裁判制度の如きも最近のタクナ・アリカ事件を見れば思ひ半ばに過ぐるものがある。若夫れパン・ヨーロッパ關稅同盟の成立せる曉、米國との關係如何なるべきやを想像するとき、右パン・ヨーロッパ關稅同盟其者の成立を愈々疑はしむるものがある。パン・ヨーロッパは歐洲諸國をして米國との經濟的競争に堪へしむることを目的とする旨をパン・ヨーロッパ論者自身明らかに標榜して居る、米國人も亦固より之を覺知して居る。米國人は從來英本國とカナダとの間の特惠關稅すら氣に病んで居た、其影響が格別のものでなかつたから之を默過したもの、歐洲諸國（假令英國を除くとは云へ）が擧つて米國に對し關稅上の對戦を開始することせば、米國としては所謂報復の權利を行使して之に應酬するであらう。事茲に至らばヨーロッパとアメリカとは假令口に平和を唱ふるも手に劍を握るの外はあるまい。關稅の障壁が歐洲諸國間に於て不和の原因であるとせば、同じそれが歐米兩大陸間に於ては不和の原因でないと云ふのは矛盾の論であらう。

◇

パン・ヨーロッパと現時の國際聯盟との關係に至つては是れ亦難物である。クーデンホーフは國際聯盟を無視するものではない、パン・ヨーロッパを國際聯盟の中に包容せしめんとするものである。然し歐洲の事件は歐洲人により處理解決すべしとするものであるから、自然國際聯盟の組織にも、亦性質にも變化を來すこととなるのは已むを得ざる次第である。否氏はパン・ヨーロッパを作り、國際聯盟を改造したる曉には、パン・アメリカもロシア聯邦も共に聯盟に加入し、之れに包容せられることが容易になるであらうと説いて居る。此議論も亦吾人には幾多の矛盾を含むものしか見えない。氏の提案によるパン・ヨーロッパの組織は却て右の事態の發生を愈々困難ならしむることはあつても、之を容易ならしむるものとは思はれない。抑も歐洲諸國の聯邦を説き又ヨーロッパ合衆國を説いた哲學者思想家は古來其例に乏しくない、サンピエールも、ルソーも、ベンサムも、カントも皆似寄つた考案を立てた。然し其當時には歐洲即ち世界であつた、固より今日の如き國際聯盟は存在しなかつた。今日の國際聯盟は無論何人も完全とは認めまら、がさりとて之を打ち壊してパン・ヨーロッパを作るのも其當否は疑はれる。パン・ヨーロッパを主張するものの中には國際聯盟の敵もあり味方もある。パン・ヨーロッパが國際聯盟と相容るものであるや否やはパン・ヨーロッパの組織如何による次第である。有力なるパン・ヨーロッパを組織するとせば、其組織が如何なる方法に出づるにせよ聯盟の方が骨抜きになる虞れが多である。聯盟が力負けしない様なパン・ヨーロッパを作るとせば、パン・ヨーロッパが無力なものにならう。今日の聯盟に於ては何と云うても歐洲が其主力である、其歐洲がヨーロッパ・モンロー主義を採つて、

自分達のことは自分達で始末するとなれば、残る所はアジアの數國と南米の諸國位である、而して其南米にはアメリカ・モンロー主義の爲め聯盟は手が附けられぬとすれば、残る所はアジアの問題丈けである。アジアの問題はアジア人に依りて又ヨーロッパ問題はヨーロッパ人に依り、英帝國間の問題は英帝國内の構成分子に依り解決せらるべく、他の容喙を許さざるものとするならば、アジア、ヨーロッパ、英帝國の三つを含む（而して米國及ロシアを除く）聯盟なるもの存在理由は何處に在りや、之を疑はざらんと欲するも能はざる次第である。況んやパン・ヨーロッパ成立の曉に於てもパン・アジアの成立不可能なりとせば、即ちアジア人のことはアジア人で處理することが出來ず、依然聯盟か米國乃至ロシアの御厄介になるものとせば、パン・ヨーロッパ論者がヨーロッパに付いて爲す所の同じ心配が吾々アジア人としてアジアに付いて爲されねばならぬ。即ちクーデンホーフの語を藉りて云へば、パン・ヨーロッパの成立により歐洲は世界政策の主體となり、以て其目的物たるの厄難を免れるかも知れぬが、アジアは依然として世界政策の目的物たるの舊態に甘んずるの外はない。否アジアはパン・ヨーロッパ、パン・ブリタニヤ、パン・アメリカ、パン・ロシアの四者間に争奪の目的物となるであらう。加之右の四者はアジアばかりでなく、世界の各地各方面に於て激甚なる争闘を事とするの危険が伏在する。此危険はパン・ヨーロッパの必然的産物であると見るのは私の一家言ではない。(二、一、二三)(太陽)(註)。

註一 此問題につき著者の参考とした資料は左の通り。

Cundenhove-Kalergi, Pan-Europa, 1923; Kampf um Pan-Europa, 1925.

Coolidge, The Grouping of Nations, Foreign Affairs (Am.), Jan. 1926.

Gideonse, First Congress for a United States of Europe, Current History Dec. 1926.

Heerfordt, A New Europe, 1925.

因みに前記クーデンホーフ一九二三年の著は、パン・ヨーロッパの熱心なる研究家である友人永富守之助君によつて、最近邦文に譯せられた(汎ヨーロッパ「國際聯盟協會發行」)。尙ほ同氏には汎亞細亞運動と汎歐羅巴運動の著がある。

〔終〕

外交及外交史研究索引

(備考) 外國人名、地名等は本文に載せた發音によりABC順に配列した。Aix-la-Chapelle (ヒキス・ラ・シャペル) Aehrenthal (エーレンタール)等はEの部に、又 Knox (ノックス)はNの部に出だせるが如き其例である。

A の 部

アムステルダム (Amsterdam)	122	安全	10—11、22、111
アビシニア (Abyssinia)	123、124	アーランド島 (Aland Islands)	101
アドリアノープル條約 (Adriaticople)	123—103	アレキサンダー一世 (Alexander I)	24
アフガニスタン (Afghanistan)	123	アレキサンデロヴナ會同 (Alexandrovo)	104
亞弗利加問題	123—104	アレキシーノフ (Alexeyeff)	111
アガディール (パンター)事件 (Agadir, "Panther")	123—104	アルンリック・ヤンチーニク (Albericus Gentilis)	12
アジア・トルコ (Asia Minor)	123、124	アルシラメ會議 (Algieras)	127、128—131
アケルマン條約 (Akermanu)	123—100	モロッコの國際價值 (Morocco)	128—132
アンカラ條約 (Ankara)	123—100	マドリッド會議 (Madrid)	132—133
アンゴラ (Angora)	123	英佛協商とコロロ	131—133
安奉線問題	123	アルメニア (Armenia)	133
安政五ヶ國條約	123	アルサス・ローレーン (Alsace-Lorraine)	133—134、135—136
		アルヴァレス (Alvarez)	101

B の部

バグダード鐵道 (Bagdad) 五九、四〇四、四八五—四八四
 balance of power 二七、三七—五〇
 ベルフォール (Belour) 二七一
 バルカン問題 (Balkan) 一七—一〇三、二〇四—二一七、四六五—四七六、
 ベートランド・ラッセル (Bertrand Russell) 一一三
 米海關係 七三—七四
 米國艦隊の來航 五六—五七〇
 米國に於ける日本人歸化問題 五六七
 米國の安全 八九
 米國の近東政策 四八六—四八七
 米國の國是 八〇
 米國の日本人排斥法 (移民條例の修正) 五六七
 米國の對支政策 六五五
 米國と朝制 七五—七六、七四
 米國と國民主義 九一—九八、二六六—二六七
 米國と國際聯盟 五六九—五七六
 米國と極東問題 六二、五八—八九、七五—七六、
 米國と帝國主義 六〇—六四
 米國と特殊利益

米支同盟説 五七〇
 白耳義中立保障條約 二五
 伯林一般議定書 一三四、四九九
 伯林一般議定書及ブリュッセル一般議定書及宣言書の改正に關する
 條約 四九—一〇四
 伯林會議 二一七
 伯林會議前の三密約 二〇九—二一六
 伯林會議の由來 一〇九—一一六
 伯林會議の經過 二一—二二
 伯林條約概観 二二—二三
 伯林條約と歐洲列強 二二—二三
 伯林覺書 一〇九—一〇六
 ベッサラビア (Bessarabia) 二四
 ベートマン・ホルツボ (Bethmann-Hollweg) 一六、二四、二六
 ビーアと門戸開放 (Beer) 一六
 ビーコンスフィールド (Beaconsfield) 二二—二五、二六
 ビスマルク (Bismarck) 二四、五八、七四、一〇四—一〇六、二六
 二一七
 ビスマルク時代の同盟及協商 二九八—三〇九
 ビスマルクとゴルチャコフとの確執 (Gortchakoff) 一〇一—一〇四
 ビスマルクとシュヴァロフ (Schwarzkof) 二九八、三〇四
 ビスマルクと『同盟の悪夢』 三〇四—三〇三

ビスマルク得意時代 三三—三三
 ビスマルクとソールスベリイとの書面交換 (Salisbury) 三二—三三

ビスマルク外交の數詞 三三—三三
 ビスマルク時代の同盟及協商の表 三三—三三
 ビスマルクと英獨同盟 三三—三三
 Björko 條約 (露獨兩帝會合) 三三—三三
 防衛同盟 三三—三三
 ボスフォラス、ダーダネルス海峽 (Bosphorus-Dardanelles) 一三—一三、一〇九、一一一、一四〇—
 一三、一三三、四〇—四、四一—
 二、二二、三三、四一—
 ボスニア及ヘルツェゴヴィナの叛亂 一〇六
 ボスニア、ヘルツェゴヴィナの併合 四三—四
 ブダペスト條約 (Budapest) 三三—
 ブフラウの會見 (Buchlau) 三三—
 ブーランゼー事件 (Boulangere) 三三—
 ブルガリア問題 (Bulgaria) 一〇六、一一一—一三、三三—
 四六—九
 ブルガリアの降服 二四六
 武装解除地帯 四六、七三—六
 ビヒロー (Bilow) 三三、三三—四
 ビヒローの花崗石演説 三三—

C の部

causa foederis 二六、二六〇
 チェーンズマン (Chamberlain) 二六
 チェンバレンと英獨同盟 二二—二六
 チェスター利權 (Chester) 二六—二六
 チロル (Chirul) 二六—
 チャーチルの「海軍休暇」(Churchill) 二六—
 中立協定 二六—
 中立條約 二六—
 仲裁裁判 二六—
 Clausula rebus sic stantibus 二六—
 排發田でやる攻撃 二六—

D の部

第一回三國同盟の内容 二六—
 ダニューブ河 (Danube) 一六、一一〇、一一三
 デヴィッド・ハート (David Hume) 二六
 デルカッセ (Delcassé) 二六—、二七—

索引

フランシス・バーク (Francis Bacon)
フリードリヒ大王 (Friedrich der Grosse)
フリードリヒスハム條約 (Friedrichsham)
不對等條約改正の顛末

五六
一三三
一〇一
三二一—三三三

外政干渉
ガスタイン會商 (Gastein)
現代的帝國主義
現状 (status quo)
ゲンツ (Gentz)
ギリシャ問題 (Greco)

六

一三三
一〇一
三二一
三〇
三〇〇
二〇〇
一〇〇
二〇〇
一〇〇
一〇〇

G の部

外交の發達
外交の秘密
外交の因習性
外交の因習性
外交の起原
外交の公開
外交の存在理由
外交の定義
外交上の主義
外交關係
外交官
外交政策
外交政策の推移性
外交と信義
外務大臣

六、五七
三二
二〇
三二
三二
一
三
三
三
三
三
三
三
三
三
三

『合理的』
ゴルチャコフ (Gortchakoff)
ゴルチャコフと巴里條約 (黒海中立 破棄)
軍備縮小問題
軍備と方面協定
軍國主義
グラッドストーン (Gladstone)
グレー (Grey)
グレー、カンボンの公文交換 (Grey-Cambon)
グレーと英獨關係
ハーディング (Harding)
ハリマンと世界一週交通路 (Harriman)
覇權主義 (Hegemony)

二〇〇
二〇〇
二〇〇
二〇〇
二〇〇
二〇〇
二〇〇
二〇〇
二〇〇
二〇〇
二〇〇
二〇〇
二〇〇
二〇〇
二〇〇

H の部

ハー・カインズノート條約 (Hay-Panncofote)
法庫門鐵道問題
北清事變に關する連名公書
ホールラン卿の伯林行 (Halrane)
補償主義
保障條約
ヒューズ (Hughes)
ヒューズと華府會議

七三
五二
五二
五二
五二
五二
五二
五二
五二
五二
五二
五二
五二
五二
五二

石井ランシング協定 (Shoji-Lansing)
イスヴェルスキー (Isvolsky)
Italia Irredentia
伊土戦争
伊藤統監の赴任

五八八、六三三
四二一
三三
三三
三三
三三
三三
三三
三三
三三
三三
三三
三三
三三
三三

I の部

イエーリング (Chering)
威海衛租借
伊國の近東政策
移民問題
移民問題と太平洋問題
委任統治
委任統治と門戸開放
井上外務大臣と條約改正
Interdependence
internationalism
イラク (メソポタミア) (Iraq, Mesopotamia)

五七
五七
五七
五七
五七
五七
五七
五七
五七
五七
五七
五七
五七
五七
五七

自衛
自衛權
人道主義
人種問題
人種問題と戦争
人種平等問題
事實上の政府
常駐使節の發達
ジョン・ハーの同文通牒 (門戸開放) (John Hay)
『重大なる結果』
重大利益 (死活利益)

二六四
二六四
二六四
二六四
二六四
二六四
二六四
二六四
二六四
二六四
二六四
二六四
二六四
二六四
二六四

索引

K の部

重役政治	四三	均勢主義の定義	四九一—四九二
會議と外交	一四三—一七七	均勢主義と干渉	一四四—一四五
海軍軍備制限に関する條約(華府會議)	二七二—二七四—二七五	均勢主義と國際法	三〇
海峽制度に関する條約	七三五—七三六	錦齊鐵道問題	三四八
カイザーと協調主義(Kaiser)	二二三	近東問題(東方問題)	四三八—四九二
干渉と國際法	二一八	近東問題の意義及範圍	四九〇—二
問島問題	五四八	既往の國際會議	四三六—四三三
漢治萍公司に関する交換公文	五九八	キレナイカ(Oryzatica)	一四五—一六
カリブアン政策(Guinean Policy)	七七四—五	攻撃戰	四七二
カスルレー(Castlereagh)	一六八—一七〇	國民	二九一、二九二
カヴェール(Cavour)	七三、一八九	國民主義	六九
カーズンと中東問題(Carson)	三九三—六	國民主義の發達	六七—七八
權力均衡	二七、一〇—一四	國民主義の定義	六九
キツチナー將軍(Kitchener)	三七二—三	國民的帝國主義	六九
機會均等主義	一三一	黒海の中立	五七
歸化權なき外國人	七四	國際會議	一七—一八、二〇—二二
均勢主義	一七、一七—一八	國際協調主義	一四三—一八
均勢主義の批判	四—三	國際聯合	一〇三—一六
均勢主義の作用	四三—四	國際聯盟	九
		國際聯盟規約	二四、二五、四六
		國際聯盟と同盟	二五、二六

國際聯盟と軍縮	六七一—六七九	クレイン(Crain)	一七—
國際聯盟と大國	七一一—七二六	クレイトン・ブルワー條約(Olayton-Bulwer)	七三—
國際主義	一九—二〇、三三	クリミア戰爭(Crimean War)	一六、四三—六
國際通証	七三、六三	クリート(Oreto)	三三
小村外務大臣と滿洲移民	五五—六	クリューヴランド(Cleveland)	七
コンゴー流域の門戸開放(Congo)	一三	クリューゲル電報事件(Kruger Telegram)	一〇—二
コンゴー河流域問題(Congo-Basin)	四九七—五〇四	協調外交	一七—一八、二二—四
今後の太平洋問題	五二六	協調か戰爭か	五二—一六
國內問題	七三、五六—六	協調主義とモンロー主義	一〇六—七
『好ましからざる外國人』	五六七、六三	共存共榮	一六、七
コンスタンチノーブル(Constatinople)	四六三	強國と弱國	四、四三
コンスタンチノーブル會議(Conference of Constatinople)	一〇三—二二	極東問題	二六—二七
後進國	二九	極東問題と太平洋問題	五二—五三
膠州灣租借條約(清獨)	五三—七、五三〇	極東諮議院	一三九
廣州灣租借	五三一	協商の定義	二九六
攻守同盟	二二	休戰條約(一九一八年)	三二
交通權	一六		
クチュクカイナルディー條約(Kutchuk-Kai-nardji)	一三		
クーデンホーフ・カラキー(Coudenlovo-Kalergi)	七三—		
クーリッチと人種問題(Coolidge)	七三—		
クレマンソー(Clemenceau)	二四三		
	二四九—二五五		

M の部

マドリード會議(Conference of Madrid)	三三—三三
マティソン(Matison)	八
マダラナ灣事件	二

マキャヴェリズム (Machiavellism)	二〇	民族運脚	六〇一八
滿韓問題と列國	五四六—五四八	門戸閉鎖主義	二九
滿蒙以外に於ける特殊利益	六三六—八	門戸開放に關する各種條約	一三〇—一
滿蒙に於ける特殊利益	六三三	門戸開放の意義	一三六—九
滿蒙に於ける我勢力範圍	五八九	門戸開放主義	二九—四三
滿洲問題	五四六—五五五	門戸開放主義の實行難	一三七—九
滿洲出兵	二三	門戸開放と自由競争	一三六
マラン (Marchant)	四七〇	モンロー主義 (Monroe Doctrine)	二二七、七九—〇
マゼラン (Macedonius)	三六	モンロー主義の内容	八一
マゼラン (Mazarin)	三六	モンロー主義の變遷	八一
メヘメット・アリー の叛亂 (Mehermet Ali)	七三	モンローの教書	七九—〇
名譽	七三	モンロー主義の所謂植民	八一—二
メキシコと門戸開放 (Mexico)	一三三	モンロー主義の所謂不干渉	八一—三
メンシコフ (Mentchikoff)	四七〇—八	モンロー主義と國際法	八一—六
メソポタミアと門戸開放 (Mesopotamia)	一三六	モンロー主義と國際聯盟	八五—六
メテルニヒ (Meternich)	四〇、八三、一六六—一七〇	モンロー主義とラテンアメリカ	八八
南滿洲及東部内蒙古に關する條約	五九七—九	モンロー主義と自衛	八九
南滿洲其他に關する日本の聲明 (華府會議にて)	五七三、五八八、	モロッコ問題 (Morocco)	三二八—三三〇、四九五—六
民族	六〇三—四	モロッコと門戸開放	一三三、一三六、一三七、三三〇
民族自決主義	六九	モロッコに關する佛西密約	三三三
民族主義の定義	七二、七三	モロッコの内政改革	三三三、三三六
	六九	モルダヴィア、ワラキア侯領の地位 (Moldavia-Walachie)	三三三、三三六

N の部

無制限潜水艦戦争	一九九	移民問題の解決方法	六三二—四
ムソリーニ (Mussolini)	二四三	日米關係の變化	五九九—五七〇
ニルヌステツ改革案 (Nirzsteg programme)	二七九	日米無線電信問題	一三九
	四七〇	日米の傳統的親善	五九四
		日獨戦争 (對獨最後通牒)	五八四
		日英同盟	五九六—五七一
内政干渉	二九—三〇	第一回日英同盟協約	三六—七
南亞戦争	四二、四三	第二回日英同盟協約	三六—七
拿破崙三世 (Napoleon III)	一九一	第三回日英同盟協約	三六—七
nation	六九	日英同盟の成立事情	三六—七
nationism	六九	日英同盟の更新事情	三六—七
nationality	六九	日英同盟と日露戦争	五九八
日本移民問題	六二八—六三四	日英同盟と世界戦争	五九八
米國移民法中の改正條項	六二八	日英同盟の消滅	二七、三七—、五六一
移民の定義及種類	六二八—六三〇	日露關係を律する基本的法則に關する條約	六二四—七
我國の抗議	六三〇—一、六三四—七	日露協約	五五三
米國の解答	六三〇—一、六三四—七	日露戦争	五五三
重大なる結果	六三〇—一、六三四—七	日本人排斥	七四
紳士協約	六三〇—一、六三四—七	日本の國際的地位	五八四、六五八
移民問題の批判	六三〇—一、六三四—七	日本の對支政策	一四一、七二、七三
移民問題と國內問題	六三〇—一、六三四—七	日本と委任統治	一四一、七二、七三

日本と滿蒙(特殊利益の解)	六三三—六四三
日本と滿洲	二二五
日本と帝國主義	六三
二十一箇條問題	六三、五六一、五六一三、五五—六、五九〇—七、六〇〇—三
日韓併合條約	五四六
日韓協約(韓國の保護)	五四六
ニコラス一世(Nicholas I)	一八、四三三
西ローゼン協約(Nishi-Rosen)	五三
日支關係	一三—一六
日支兩國と朝鮮	三三六
日支提携	六五九
日支通商條約改訂問題	六四六—七
日清戦争後の支那	三三—三
日清戦争と外交	三六—八
ノックス(Knox)	五、一三六、五七、五七一—二、五七六
ヌイイー條約(Neuilly)	二四

〇の部

王朝利益至上主義
 奥伊關係
 地國の近東政策

一六三
 四七八—四八〇
 四六五—四七六

Pの部

奥國の請和	三四六
大隈外務大臣と條約改正	三〇〇
歐洲協調	三三、四三—六、一〇八
歐洲均勢の破壊	一六四
オルネー(Olney)	八七、九三
オルランド(Orlando)	二四八

Pacta sunt servanda	三三
パーマーston(Palmerston)	一三、二九、二二
パン・アメリカ(Pan-America)	七六—七七
Pan-Americanism	七、九〇
Pan-American Conferences	九—二、七六八
パン・ヨーロッパ(Pan-Europa)	七七八—七八九
パン・ヨーロッパと亞細亞との關係	七八五
パン・ヨーロッパと英國との關係	七八二—四
パン・ヨーロッパとアメリカとの關係	七八六
パン・ヨーロッパと國際聯盟との關係	七八七
パン・ヨーロッパと露西亞との關係	七八四—五
パン・ヨーロッパの組織	七七八—七八〇
Pan-germanism	七一

Pan-Iberianism

Pan-Slavism	七
パナマ運河(Panama Canal)	五三—八
パリ第一及第二平和(Peace of Paris)	一四—六
パリ會議(一八五六年)(Congress of Paris)	一七—一〇四
パリ會議の由來	一七—八
クリミア戦争中列國の態度及關係	一八—一九
パリ會議の成立及經過	一九—二五
パリ條約の内容	一九—二〇
パリ條約の價值	二〇—二
パリ會議(一九一九年)(Conference of Paris)	二四—二六五
パリ會議の由來	二四—八
パリ會議の組織及經過	二四—二五三
最高會議	二五—二
重要問題討論の経緯	二五—二六三
獨逸との平和條約	二五—二六四
獨逸以外の諸國との平和條約	二六—四
パリ條約に對する批評	二六—四
パリ會議と十頭會議	二四九
パリ會議と五頭會議	二五〇
パリ會議と四頭會議	二五〇
パリ會議と山東問題	五八六

Rの部

パリ會議と大國	二〇—二
パリ會議と人種平等論	七四—八
pax romana	五七
ペリ條約(Perry)	五二
波斯問題(Persia)	三三、三三、三〇四
彼得大帝(Peter the Great)	一六四
place in the sun	三〇
ポーランド問題(Poland)	二二—二
ポーツマス條約(Portsmouth)	二四八

ライバハ會議(Ongress of Laibach)	一八四
ライヒスタット會見(Reichstadt)	三〇二
ライン條約(Rhine)	三〇一
ライン左岸地方問題	二五—一、二九—二六
ライン左岸地方の武装解除	七四四
ランシング(Lansing)	七三
ランスタウン(Lansdowne)	七三
レニン(Lenin)	五九
レセップ(Lessops)	四九六
リベリヤと門戸開放(Liberia)	一三三

利益 九一七
 利益調和の機關 三二一五
 利權と門戸開放 一三五
 李、ロビンソン密約 (露支同盟)(Li-Lobanoff) 五五〇
 リンシェー (Richelieu) 三六
 利他主義 三五
 露佛同盟 二〇四—五
 露佛同盟の内容 三〇—五
 露佛同盟成立事情 三六—四
 露佛同盟の成立及補充 三六—四
 ロイド、ジョージ (Lloyd George) 三三、三六、三四九—二六五
 ロカルノ條約 (Loearno) 三、二七九—二八五、六九—七〇
 露國の革命 六〇—一
 露國の滿韓經營 五四九—五三三
 露國と不凍港 四四七—四五三
 露國と近東政策 一一三
 露國と協約外交 六〇
 露國と帝國主義 二四四
 羅馬法皇の講和提唱 六
 ロレンツォ・メディチー (Lorenzo de Medici) 三四—五
 露帝親翰事件 三四—五

露土戦争 九一七
 ローザンヌ條約 (Luzerne) 三二一五
 ル・ボンと太平洋問題 (Le Bon) 一三五
 ルーデンドルン (Ludendorff) 五五〇
 ルーマニア問題 (Roumania) 三六
 ルート (Rort) 三五
 ルーズヴェルト (Roosevelt) 二〇四—五
 ルーズヴェルトと太平洋問題 三〇—五
 旅大回收運動 三六—四
 領事裁判制度の撤廢 三六—四
 旅順大連租借條約 (清露) 三六—四
 旅順大連灣租借に關する露清續約 三六—四

S の部

差別待遇 七四、五六五、六二九
 再保險條約 三三八—三四三
 最惠國待遇と門戸開放 一〇〇
 最近の日露關係 六三—四
 最近の我對支政策 六四
 最高會議 二四一、二四三
 サイプラス島 (英土密約)(Cyprus) 二四—五

Sanjak 四七三
 三國同盟の解體 (伊國脫退) 四八〇
 三國同盟の更新 三三—三五七
 三國干涉 二九、三二—三三二
 露國よりの公文 五三六
 佛國よりの公文 五三九
 獨國よりの公文 五三九—五三〇
 日本政府の回答 五三〇
 日本政府の宣言 五三一
 サンステファン條約 (SanStefano) 二二
 三帝同盟 二九六—三〇〇
 三帝同盟の復活 三三—七
 山東問題 三三、三三三、三七一—三
 山東問題解決に關する條約 二七三
 山東問題協定事項 六〇五—六一〇
 サンゼルマン條約 (St. Germain) 一四〇、二六
 scraps of paper 一九、二五
 征服主義 五七
 勢力 四九
 生存、生存權 一三—四、一三
 世界國 五七、一六四
 世界協約 一〇九

世界に於ける米國の地位 七三—七六
 世界政策 六
 世界戦争中の講和提唱 二四一—七
 世界戦争の原因 四六
 世界大戦後の歐洲 二
 世界大戦責任論 六三—六六
 世界統一主義 五六—七
 石油と門戸開放 一三—一六
 self-determination 二
 戦争に訴へざるの義務 二〇
 戦争と外交 三三、五八
 戦争と平和 三
 潜水艦及毒瓦斯に關する條約 (華府會議) 二二
 セルビア (Serbia) 二二
 セルビア、モンテネグロ問題 (Serbia-Montenegro) 二二、二四
 セーヴル條約 (Sèvres) 二六
 シベリア (西比利亞) 出兵 (Siberia) 一七、二六、二七—八、一〇三、一一、二九、一三、
 幣原外務大臣 一七—八、一四〇、六三、六三〇
 シンガポール軍港問題 (Singapore) 六
 資本的帝國主義 五七
 支那治外法權委員會 六四—六六〇

支那關稅特別會議 六四一六
 支那に關する九國條約 一三、二七三、二七六—七
 支那に於ける利權競争 五三—五
 支那に於ける勢力範圍 六五
 支那に於けるポイコト 六五
 支那の不當課稅 六三—六
 支那の革命 六三—六
 支那の關稅に關する條約 六〇—二
 支那の經濟的開發 六五—八
 支那の南北政府 二一
 支那と協調主義 一三—二、五七
 支那と門戶開放 二九
 侵略 五七
 侵略主義 一四、二九—二
 侵略戦争 八三
 神聖同盟 一〇
 神聖同盟と干渉 六、五七、一〇
 神聖羅馬帝國 五七
 紳士協約 四八
 新トルコ (new Turkey) 五九
 商業的帝國主義 一〇九、四四—七
 小協商

小協商と國際聯盟 四四
 小協商に關する諸條約 四三—七
 ショーモン條約 (Shannon) 五九
 少数民族 七
 植民地と門戶開放 一五
 植民的膨脹 六〇
 主權 七
 Skernewicesの會見 七
 相互依存 七
 相互保障條約 七
 總合利益 一五—七
 桑港學童問題 五七
 ソールズベリー (Salisbury) 八七、二二
 租借地の還付 五八—九
 スエズ運河 (Suez Canal) 六四
 ストレイト Straight) 六四
 ストローマン (Stroemann) 六三
 タフト (Taft) 五七
 對米戰債問題 六九—八

T の部

太平洋方面に關する四國條約 二七三、二七六—六、二六六—七、五〇八
 太平洋委任統治諸島に關する日米條約 二七三
 太平洋問題 二六—二〇、二七三—六、五〇五—五二七
 大國の特殊地位 五〇七—七〇
 大國と小國 四八、四九、一〇九
 タイラー・デネット (Tyler Dennet) 二二
 大勢順應 三三
 大使會議 三三
 對支政策の四綱領 六四
 對支借款團 五七—五八
 對支借款團に關する帝國政府の聲明 五七—六二
 對支借款團規約 五八
 對支借款團に關する米國銀行團よりの來東 五七—一
 高平ルート協約 (Takuhira-Root) 三〇
 タンジール (カイザーの演説) (Tangier) 三〇
 タレーラン (Talleyrand) 四〇、一〇六—一〇八
 タルデュー (Tardieu) 八
 帝國主義 五五—六
 帝國主義の意義 五五
 帝國主義の種類 五八
 帝國主義の悲哀 五三
 天津條約 五二

統監府の設立 五〇
 特殊利益の意義 六三—九、一〇〇
 特殊利益と干渉 一三
 特殊利益と支那 三三
 トマス・バークレー (Thomas Barclay) 四四
 トレントノ及びトリニメント問題 (Trentino, Trieste) 三三
 トリアノン條約 (Trianon) 二二
 トリポリ (Tripoli) 四八—四〇
 トロバウ會議 (Congress of Tropau) 一八
 トルコ問題 (東方問題) 一八—二九、一〇六—一〇九
 トルコの獨立及領土保全 一八、一九—六
 トルコの内政改革 二六、一〇六—一一
 トルコの分割 四四—四六
 トルコの國際的地位 四四—五
 トルコと門戶開放 一三—一五
 テュニス (Tunis) 四九、四七—八

U の部

ウェルズ (H. G. Wells) 六九
 ウェストフリア會議 (Congress of Westphalia) 五九、一〇六—一〇八
 三十年戦争 一〇

ウエストファリア會議の由來	一四八—一五〇
ウエストファリア會議の成立及經過	一五〇—三
ウエストファリア條約の調印(オスマブリック及ミュンスター條約)(Osnabrück, Münster)	一五三
ウエストファリア條約の結果	一五三—一六一
ウエストファリア條約と歐洲の改造	一五三—一六一
維納會議 (Congress of Vienna)	四〇
維納會議	一六一—一八六
維納會議の性質及由來	一六一—一六七
維納會議の組織	一六七—一七三
維納會議の經過	一七三—一八二
維納條約(最高議定書)の内容	一七三
維納會議と均勢主義	一七三—一六
維納會議と正統主義	一七三—六
ポーランド問題 (Poland)	一七四
サクセン問題 (Sachsen)	一七四
一八一五年一月三日の秘密條約(英墺佛三國の同盟條約)	一七四
獨逸聯邦組織問題	一七五
奈翁の百日天下及第二巴里平和	一七九—一八〇
神聖同盟及四國同盟	一八二—三
維納會議に對する批評	一八三—四
	一八五

V の部

維納會商	三〇六—七
ウイルヘルム一世と獨逸同盟 (Wilhelm I)	三〇七—三一〇
ウイルヘルム二世(カイザー)(Wilhelm II)	三〇七、三〇九—九
	三三三—五、三〇九—四三、四二—四
ウイルソン (Wilson)	四六、七七一—五、七九、九四、九四—二六五
ウイルソンの平和綱領十四則	三四四—六
ウニキアル・スケレスキー條約 (Unkiar-Skeleszi)	一八八、一九六
ウートレヒト會議 (Utrecht)	三九、一六二—三
ヴァッテル (Vattel)	四〇—一
ヴェネズエラ境界問題 (Venezuela)	八七
ヴェロナ會議 (Verona)	一八四
ヴェルサイニ條約 (Versailles)	二九
(維納會議)(Congress of Vienna)	(Uの部を参照)
W の部	
若槻總理大臣	三三、三三、六三
ワシントンの告別演説 (Washington)	八
ワシントン(華府)會議 (Washington Conference)	四、二二、二

Z の部

在外臣民保護權	三二
在加州日本人と土地所有權	五六六
ザール炭鐵地域問題 (Saar)	二五八—九

[完]

Y の部

華府會議の由來	二六六—八
華府會議開催に至る迄	二六九
華府會議招請國と其代表者	二七〇—一
華府會議の經過及成績	二七〇—三
華府會議の組織及構成	二七三—四
華府會議に於ける各種問題討議の概況	二七四—七
華府會議に對する批評	二七七—八
華府會議と太平洋問題	五〇六—七
華府會議と海軍軍備制限	五七五
華府會議と門戸開放	一三二—二、五八八
華府會議と軍縮	六七九—六八一
山縣ロバノフ協約 (Yamagata-Iol anoff)	五二
ヤングハズバンドの西藏行 (Younghusband)	三九六
ヤップ島 (Yap)	二七三、二七七
八ツ當り外交	一一三
豫防戰	一四、五八、二九二
唯物主義	九、三五—六
優先權	一八八

昭和二年五月二十八日印刷
昭和二年六月一日發行
昭和六年十一月五日訂正第四版印刷
昭和六年十一月十日訂正第四版發行

外交及外交史研究
定價金五圓五拾錢

著作權所有



著者

松原一雄

發行者

東京市日本橋區通二丁目六番地
丸善株式會社
右代表者 取締役 山崎信興

印刷者

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地
新井長治郎

秀英舍印刷

發行所

東京市日本橋區通二丁目
〔振替口座東京第五番〕

丸善株式會社



